

【後期第9問】

- 1、被告人 X は、野球の独立リーグの A 球団の事務及び会計を管理している者だった。X は、球団の保管金庫からチーム内の選手かつ 10 万円以内の条件でこれを貸す権限を有していた。
- 2、ところで、X には、古くから付き合いのあるプロ野球選手 B がいた。しかし、平成 28 年に、B は年齢と若手の台頭により戦力外通告を受けてしまい、その後職にもつげず生活に困っていた。
- 3、平成 29 年 11 月 10 日、B は、X が A 球団の事務をやっており、お金の管理もしていることを知っていたため、藁にもすがる思いで「昨年から、職も見つからず子供の養育費に困っている。申し訳ないが、50 万円だけ球団のお金を貸してもらえないか。」と持ちかけた。X は迷ったが、保管金庫に用具購入のために使用する A 球団から保管を任されていた金銭 300 万円があることを思い出し、「まあ多少ならばれないだろう」と思い現金 50 万円を A 球団名義で貸した。その際 X は、「必ず返せよ」と念をおしたところ、B は、「分かった」と答えたが、実際には返済の見込みはなく、返済の意思もなかった。このときの X の罪責を論ぜよ。

参考判例：大審院昭和 9 年 7 月 19 日第一刑事部判決

最高裁判例昭和 24 年 3 月 8 日第三小法廷判決

参照：島田聡一郎 小林憲太郎『事例から刑法を考える 第3版』有斐閣 101 頁